

## 特許法施行規則

2013年1月1日施行

### 第一章 総則

- 第1条 本規則は特許法（以下、本法という）第158条の規定によって制定する。
- 第2条 本法及び本規則による申請は、本法第19条の電子方式で行う場合を除いて、書面提出を以って行わなければならない。並びに出願人が署名又は捺印しなければならない。特許代理人に委任する場合には、該特許代理人の署名又は捺印のみで申請することができる。特許主務官庁が必要があると認めたときは、出願人に身分証明書又は法人証明書を提出するよう通知することができる。
- 本法及び本規則により行う申請につき、書面で提出する場合には、特許主務官庁が指定する申請用紙を使用しなければならない。その様式及び数量は、特許主務官庁がこれを定める。
- 第3条 技術用語の訳語が国家教育研究院によって訳されている場合には、その訳語を基準とする。訳されていないとき又は特許主務官庁が必要があると認めたときは、出願人に外国語の原文名を付すよう通知することができる。
- 特許出願及び特許事項に関する手続に必要な書類は、中国語を使用しなければならない。証明書類が外国語である場合、特許主務官庁が必要があると認めたときは、出願人に中国語訳又は抄訳を提出するよう通知することができる。
- 第4条 本法及び本規則で定める提出しなければならない証明書類は、原本又は正本とする。
- 原本又は正本は、優先権証明書類を除き、当事者が原本又は正本と同一であると釈明する場合、コピーで代用することができる。但し、無効審判請求の証拠がコピーによる書類証拠である場合には、原本又は正本と同一であることを証明しなければならない。
- 原本又は正本は、特許主務官庁が間違いのないことを確認した後、返還することができる。
- 第5条 特許の出願及びその他手続が、書面で提出された場合には、書類が特許主務官庁に送達された日を基準とする。郵送の場合、発送地の消印の日付を基準とする。

消印の日付が不明瞭な場合、当事者が立証するほか、特許主務官庁に送達された日を基準とする。

第6条 本法及び本規則により指定された期間について、出願人は指定された期間が満了する前に理由を説明して、特許主務官庁に該期間の延長を申請することができる。

第7条 出願人の氏名又は名称、印鑑、住（居）所又は営業所名に変更があるとき、証明書類を提出して特許主務官庁に変更を申請しなければならない。但し、その変更が書類で証明する必要のない場合には、提出を免除する。

第8条 特許出願権の承継による名義変更を申請する者は、申請書及び以下の書類を提出しなければならない。

1. 譲り受けによって名義を変更する場合、その特許権譲り受けに関する契約又は譲渡証明書類。但し、会社の買収によって譲り受ける場合は、買収の証明書類。
2. 相続によって名義を変更する場合、その死亡及び相続の証明書類。

第9条 出願人が代理人を委任するときは、代理する権限及び送達住所を記載した委任状を提出しなければならない。

特許に関する申請及びその他手続を代理人に委任して処理する場合、その代理人は三人を超えてはならない。

代理人が二人以上いるときは、それぞれ単独で出願人を代理することができる。

前項の規定に違反し委任する場合、その代理人も依然として単独で代理することができる。

出願人が代理人の権限又は代理人を変更するときは、特許主務官庁に書面でその旨通知しなければ、特許主務官庁に対し効力を生じないものとする。

代理人の送達住所に変更があるときは、特許主務官庁に変更を申請しなければならない。

第10条 代理人は委任を受けた権限内について全ての行為を行う権限を有する。但し、代理人の選任又は解任、特許出願の取り下げ、分割出願の取り下げ、出願変更の取り下げ、再審査請求の取り下げ、訂正請求の取り下げ、無効審判請求の取り下げ又は特許権の放棄は、特別委任を受けなければ、これを行うことができない。

第11条 申請書類が法定の様式に合わないが補充提出ができる場合、特許主務官庁は出願人に期限付きで補充提出するように通知しなければならない。期限内に補充提出しない場合、又は期限内に補充提出したものの

該補充提出になおも不備がある場合、本法第 17 条第 1 項の規定により処理する。

第 12 条 本法第 17 条第 2 項の規定により原状回復を申請する者は、申請書に期間遅延の原因及びその消滅日を記載し、証明書類を添付して特許主務官庁に提出しなければならない。

## 第二章 発明特許の出願及び審査

第 13 条 本法第 22 条の「出願前」及び第 23 条の「先に出願」は、本法第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合、該優先日前を指す。

本法第 22 条に定める「刊行物」は、公衆に公開された文書又は情報が記録されているその他記録媒体を指す。

第 14 条 本法第 22 条、第 26 条及び第 27 条の「それが属する技術分野の通常知識を有する者」は、出願時に当該発明が属する技術分野の一般的な知識及び普通の技能を有する者を指す。

前項の「出願時」は、本法第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合、当該優先日を指す。

第 15 条 相続、譲り受け、使用又は出資関係により特許出願権を取得した者は、その被相続人、譲渡人、従業者又は招聘された者の出願前の公開の行為について、本法第 22 条第 3 項の規定を適用する。

第 16 条 発明特許を出願する者は、願書に次の事項を記載しなければならない。

1. 発明の名称。
2. 発明者の氏名、国籍。
3. 出願人の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合には代表者の氏名も記載しなければならない。
4. 代理人に委任する場合、その氏名、事務所名。

次のいずれかの事情に該当する場合には、出願時にその旨説明しなければならない。

1. 本法第 22 条第 3 項第 1 号から第 3 号が規定する事実を主張する場合。
2. 本法第 28 条第 1 項が規定する優先権を主張する場合。
3. 本法第 30 条第 1 項が規定する優先権を主張する場合。

出願人は本法第 22 条第 3 項第 1 号から第 3 号の規定する事実が何度もある場合、出願時に各事実について説明しなければならない。ただし、各事実が緊密に関わっており区分することができない場合、最も早く発生した事実についてのみ説明することができる。

前項の規定により各事実について声明する場合、本法第 22 条第 3 項が規定する期間の計算は、最も早い事実の発生日を基準とする。

第 17 条 発明特許を出願する場合、その明細書には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 発明の名称。
2. 技術分野。
3. 従来技術：出願人が知る従来技術、且つ、当該従来技術の関連資料を提出することができる。
4. 発明の内容：発明が解決しようとする課題、課題を解決するための技術手段及び従来技術に対照する効果。
5. 図面の簡単な説明：図面がある場合、簡明な文章で図面の図番号の順序に従って図面を説明しなければならない。
6. 実施方法：一つ以上の実施態様について記載し、必要なときは実施例で説明することができる。図面がある場合、図面を参照して説明しなければならない。
7. 符号の説明：図面がある場合、図番号又は符号の順序に従って、図面の主要な符号を列記し並びに説明しなければならない。

明細書は、前項各号が規定する順序及び方法によって作成し、並びに標題を付けなければならない。ただし、発明の性質が、その他の方法で表したほうがより明確になる場合には、この限りではない。

明細書は、各段落を明確に識別するために、各段落の前に、角括弧内において連続する 4 桁のアラビア数字で番号を付し、順番に序列することができる。

発明の名称は、その出願する発明の内容を簡明に表示しなければならない。関係のない文字を付け加えてはならない。

生物材料又は生物材料を利用した発明の出願は、その生物材料を既に寄託している場合、明細書に寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載しなければならない。出願前に既に外国の寄託機関に寄託している場合、その外国の寄託機関、寄託日及び寄託番号を明記しなければならない。

発明特許に 1 又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に特許主務官庁が定めた様式により単独で記載した配列表を含まなければならない。且つそれに対応する電子資料を提出することができる。

第 18 条 発明の特許請求の範囲は、1 項以上の独立項で表示することができる。その項数は発明の内容に合わせなければならない。必要があるときは、1 項以上の従属項を付けることができる。独立項、従属項は、その

従属関係により順番にアラビア数字で番号を付し序列しなければならない。

独立項は特許出願の対象の名称及び出願人が認める発明に必要な技術特徴を明記しなければならない。

従属項はその従属する項の番号を記載し、並びに対象の名称及びその従属する項以外の技術特徴を説明しなければならない。その従属する項の番号はアラビア数字で記さなければならない。従属項を解釈するときは、その従属する項の技術特徴を全て含まなければならない。

2 項以上に従属する多数従属項は、択一式にしなければならない。

従属項は前の独立項又は従属項にのみ従属することができる。ただし、多数従属項間は直接又は間接的に従属してはならない。

独立項又は従属項の文章はそれぞれ一文で叙述しなければならない。

第 19 条 請求項の技術特徴は、絶対に必要な場合を除き、明細書のページ数、行数又は図面、図面中の符号で限定してはならない。

請求項の技術特徴は、図面中の対応する符号を引用することができ、当該符号は対応する技術特徴の後に付さなければならない。且つ括弧内に入れなければならない。当該符号を請求項の解釈の制限とすることはできない。

請求項は化学式又は数式を記載することができるが、図面を挿入してはならない。

複数の技術特徴の組合せに係る発明につき、その請求項の技術特徴は、手段機能的な用語又はステップ機能的な用語で表示することができる。請求項を解釈するときは、明細書において叙述される当該機能の構造、材料又は動作及びその均等範囲を含まなければならない。

第 20 条 独立項は、二段式 (two-parts from) で記載する場合、前言部分は特許請求の対象の名称及び従来技術と共通の必要技術特徴を含まなければならない。特徴部分は「～を特徴とする」、「～を改良する」又はその他類似の用語で、従来技術から区別するために必要技術特徴を明記しなければならない。

独立項を解釈するとき、特徴部分を前言部分が述べる技術特徴と結合しなければならない。

第 21 条 要約は、発明が開示する内容を簡単に要約して記載しなければならない。且つ解決しようとする課題、課題を解決するための技術手段及び主要な用途に限る。その字数は、原則として 250 字以内とする。化学式がある場合、発明の特徴を最もよく表すことのできる化学式を記載しなければならない。

要約には、商業的な宣伝用語を記載してはならない。

要約が前二項の規定に合致しない場合、特許主務官庁は期限を指定して修正するよう出願人に通知することができ、又は職権で修正した後に  
出願人に通知することができる。

出願人は、当該発明の技術特徴を最もよく表すことができる図面を代表図として指定しなければならない、且つ、その主要な符号を列記して、簡単に説明を加えなければならない。

前項の規定により代表図を指定しない又は指定した代表図が適当でない場合、特許主務官庁は期限を指定して補正するよう出願人に通知することができ、又は職権で代表図を指定又は削除した後に出願人に通知することができる。

第 22 条 明細書、特許請求の範囲及び要約における技術用語及び符号は一致させなければならない。

前項の明細書、特許請求の範囲及び要約は、タイピング又は印刷で作成しなければならない。

明細書、特許請求の範囲及び要約が外国語で提出された場合、それが補充提出する中国語による翻訳文は、正確且つ完全な翻訳を提供しなければならない。

第 23 条 発明に関する図面は工業製図法を参照して、それぞれの図面を 3 分の 2 に縮小するときにも図面の各細部を明確に認識できるように、墨線で鮮明に作成しなければならない。

図面には図番号及び符号を注記し、且つ図番号の順序に従って序列しなければならない。必要な注記以外、その他の文字説明を記載してはならない。

第 24 条 発明特許出願案の明細書の一部が欠落し、又は図面に欠落があり、出願人が補充提出した場合、補充提出した日を出願日とする。ただし、以下のいずれかの事情がある場合には、依然として、元の出願提出日を出願日とする。

1. 補充提出した明細書又は図面が、優先権主張の基礎とされる先願出願に既に見られる場合。
2. 補充提出した明細書又は図面につき、出願人が、特許主務官庁が出願日を確認する処分書を送達した日から 30 日以内に取り下げた場合。

前項の明細書又は図面を外国語で提出した場合も同様とする。

第 25 条 本法第 28 条第 1 項に定める「12 ヶ月」は、中華民国と相互に優先権を承認する国又は WTO 加盟国での最初の出願日の翌日から本法第 25 条第 2 項が規定する出願日までとする。

本法第 30 条第 1 項第 1 号に定める「12 ヶ月」は、先願出願の出願日の翌日から本法第 25 条第 2 項が規定する出願日までとする。

第 26 条 本法第 29 条第 2 項の規定により提出する優先権証明書類は正本でなければならない。

出願人が本法第 29 条第 2 項に規定する期間内に提出した優先権証明書類がコピーである場合、特許主務官庁は期限を指定して当該コピーと同一の正本を補充提出するよう出願者に通知しなければならない。期限を過ぎても補充提出しない場合、又は補充提出したものの当該補充提出になお不備がある場合、本法第 29 条第 3 項の規定により、優先権を主張しなかったものと見なす。ただし、その正本が既に特許主務官庁に提出されている場合、代わりに、正本が関連する案件番号を明記したコピーを提出することができる。

第 1 項の優先権証明書類は、特許主務官庁が当該国又は WTO 加盟国の特許主務官庁と既に電子的交換を行っている場合、出願人が既に提出したものと見なす。

第 27 条 本法第 33 条第 2 項の「1 つの広義の発明概念に属する場合」とは、2 以上の発明が技術上相互に関連していることを指す。

前項の「技術上相互に関連している」発明は、1 以上の同一の又は対応する特別な技術特徴を含まなければならない。

前項の「特別な技術特徴」とは、特許出願に係る発明の全体が、従来技術に対して何らかの貢献のある技術特徴を指す。

2 以上の発明が技術上相互に関連しているか否かの判断は、それが別個の請求項に記載されているか、又は単一の請求項に択一形式で記載されているかにかかわらない。

第 28 条 発明特許出願につき分割を申請する場合、各分割出願ごとに願書を備え、並びに以下の書類を提出しなければならない。

1. 明細書、特許請求の範囲、要約及び図面。
2. 原出願が本法第 22 条第 3 項に規定する事実を主張する場合、その証明書類。
3. 生物材料又は生物材料を利用する発明特許を出願する場合、その寄託証明書類。

以下のいずれかの事情がある場合には、各分割出願の出願時にその旨説明しなければならない。

1. 本法第 22 条第 3 項第 1～3 号に規定する事情を主張する場合。
2. 本法第 28 条第 1 項に規定する優先権を主張する場合。
3. 本法第 30 条第 1 項に規定する優先権を主張する場合。

分割出願は、原出願の種類を変更することができない。

第 29 条 本法第 34 条第 2 項第 2 号の規定により、原出願の許可査定後に分割出願する場合、その明細書又は図面に開示されかつ原出願の許可査定さ

れた特許請求の範囲でない発明につき、分割出願しなければならない。

前項の分割出願は、その原出願の許可査定後の明細書、特許請求の範囲又は図面を変更してはならない。

第 30 条 本法第 35 条の規定により特許出願する場合、願書を備え、並びに無効審判で取消が確定したことを示す証明書類を提出しなければならない。

第 31 条 特許主務官庁が発明特許出願を公開するとき、以下の事項を公開しなければならない。

1. 出願番号。
2. 公開番号。
3. 公開日。
4. 国際特許分類。
5. 出願日。
6. 発明の名称。
7. 発明者の氏名。
8. 出願人の氏名又は名称、住（居）所又は営業所。
9. 代理人に委任する場合、その氏名。
10. 要約。
11. 該発明の技術特徴を最もよく表すことのできる図面及びその符号の説明。
12. 本法第 28 条第 1 項の優先権を主張する場合、最初に特許出願した国又は WTO 加盟国、出願番号及び出願日。
13. 本法第 30 条第 1 項の優先権を主張する場合、各出願の出願番号及び出願日。
14. 実体審査請求の有無。

第 32 条 発明特許出願について実体審査を請求する場合、以下の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

1. 出願番号。
2. 発明の名称。
3. 実体審査請求者の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合、代表者の氏名も記載しなければならない。
4. 代理人に委任する場合、その氏名、事務所。
5. 特許出願人であるか否か。

第 33 条 発明特許出願について優先審査を請求する場合、以下の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

1. 出願番号及び公開番号。
2. 発明の名称。



3. 優先審査を請求する者の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合、代表者の氏名も記載しなければならない。
4. 代理人に委任する場合、その氏名、事務所。
5. 特許出願人であるか否か。
6. 発明特許出願の商業上の実施状況。協議がある場合、その協議の経過。

優先審査を請求する発明特許出願がまだ実体審査を請求していない場合、併せて前条の規定により実体審査を請求しなければならない。

本法第 40 条第 2 項の規定により提出しなければならない関係証明書類は、広告目録、業として実施している事実に関するその他の書面資料又は本法第 41 条第 1 項に規定する書面通知とする。

第 34 条 特許主務官庁が面談、実験、模型又はサンプルの補足提出、明細書、特許請求の範囲又は図面の修正を求めたにもかかわらず、期限を過ぎても処理しない場合、又は通知内容どおりに処理されない場合、特許主務官庁は現有の資料により審査を続行することができる。

第 35 条 明細書、特許請求の範囲又は図面の文言又は符号に明らかな誤りがある場合、特許主務官庁は職権により訂正し、且つ出願人に通知することができる。

第 36 条 発明特許出願について明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を申請する場合、申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。

1. 修正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ。  
それが元の内容を削除したものである場合、削除した文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加したものである場合、新しく追加した文字に下線を引かなければならない。  
但し、請求項を削除した場合には、文字でその旨注記してもよい。
2. 補正後の浄書版の明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ。補正により明細書、特許請求の範囲又は図面のページ数、項番号又は図番号が連続しなくなった場合、補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面全部を提出しなければならない。

前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。

1. 明細書を補正した場合、その補正したページ数、段落番号と行数、並びに補正理由。
2. 特許請求の範囲を補正した場合、その補正した請求項及び補正理由。
3. 図面を補正した場合、その補正した図番号及び補正理由。

特許請求の範囲を補正する場合、もし一部の請求項を削除するのであれば、その他の請求項の項番号を順序に従ってアラビア数字で新たに振り直さなければならない。図面を修正する場合、もし一部の図面を削除するのであれば、その他の図面の図番号を図番号の順序に従って新たに振り直さなければならない。

発明特許出願に特許主務官庁から最終通知がなされた場合、第2項第2号の補正理由に本法第43条第4項各号に規定する事項を明記しなければならない。

第37条 誤訳があつて明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を申請する場合、申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。

1. 訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ。それが元の内容を削除したものである場合、削除する文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加したものである場合、新しく追加した文字に下線を引かなければならない。
2. 訂正後の浄書版の明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ。

前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。

1. 明細書を訂正した場合、その訂正したページ数、段落番号と行数、訂正理由、並びに対応する外国語明細書のページ数、段落番号及び行数。
2. 特許請求の範囲を訂正した場合、その訂正した請求項、訂正理由と、対応する外国語明細書の請求項の項番号。
3. 図面を訂正した場合、その訂正した図番号、訂正理由と、対応する外国語明細書の図番号。

第38条 発明特許出願につき、誤訳の訂正と、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を同時に申請する場合、訂正と補正の申請を別々に提出し、若しくは訂正申請書にその訂正及び補正事項をそれぞれ明記し、これを行うことができる。

発明特許につき、誤訳の訂正と、明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を同時に申請する場合も、同様とする。

第39条 発明特許出願が公開されてから査定されるまで、何人も、該発明が特許を受けることができないと認めるとき、特許主務官庁に意見を陳述することができ、且つ理由及び関連する証明書類を添付することができる。

### 第三章 実用新案登録の出願及び審査

- 第 40 条 実用新案登録出願の明細書の一部が欠落し、又は図面に欠落があり、出願人が補充提出した場合、補充提出した日を出願日とする。但し、以下のいずれかの事情がある場合には、依然として、元の出願提出日を出願日とする。
1. 補充提出した明細書又は図面が、優先権を主張する先願に既に見られる場合。
  2. 補充提出した明細書又は一部の図面につき、出願人が、特許主務官庁が出願日を確認する処分書を送達した日から 30 日以内に取り下げた場合。
- 前項の明細書又は図面を外国語書面で提出した場合も同様とする。
- 第 41 条 本法第 120 条が準用する第 28 条第 1 項に定める「12 ヶ月」は、中華民国と相互に優先権を承認する国又は WTO 加盟国での最初の出願日の翌日から本法第 106 条第 2 項に定める出願日までとする。
- 本法第 120 条が準用する第 30 条第 1 項第 1 号に定める「12 ヶ月」は、先願の出願日の翌日から本法第 106 条第 2 項に定める出願日までとする。
- 第 42 条 本法第 115 条第 1 項の規定により実用新案技術報告を請求する場合、以下の事項を記載した申請書を備えなければならない。
1. 出願番号。
  2. 実用新案の名称。
  3. 実用新案技術報告請求者の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合には、代表者の氏名も明記しなければならない。
  4. 代理人に委任する場合には、その氏名、事務所。
  5. 実用新案権者であるか否か。
- 第 43 条 本法第 115 条第 5 項の規定により添付する関連証明書類は、実用新案権者が、商業上その実用新案権を実施する非実用新案権者に対して行った書面通知、広告目録又はその他商業上実施する事実に係る書面資料とする。
- 第 44 条 実用新案技術報告には以下の事項を記載しなければならない。
1. 実用新案登録証番号。
  2. 出願番号。
  3. 出願日。
  4. 優先日。
  5. 技術報告請求日。
  6. 実用新案の名称。
  7. 実用新案権者の氏名又は名称、住（居）所又は営業所。
  8. 実用新案技術報告請求者の氏名又は名称。

9. 代理人に委任する場合には、その氏名。
10. 特許審査官の氏名。
11. 国際特許分類。
12. 先行技術資料範囲。
13. 比較結果。

第 45 条 第 13～23 条、第 26～28 条、第 30 条、第 34～38 条の規定は、実用新案に準用する。

#### 第四章 意匠登録の出願及び審査

第 46 条 本法第 122 条の「出願前」及び第 123 条の「先に出願」は、本法第 142 条第 1 項が準用する第 28 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合、該優先日前を指す。

本法第 122 条の「刊行物」は、公衆に公開された文書又は情報が記されているその他記録媒体を指す。

第 47 条 本法第 122 条及び第 126 条の「それが属する技芸分野の通常知識を有する者」は、出願時に該意匠が属する技芸分野の一般知識及び普通の技能を有する者を指す。

前項の「出願時」は、本法第 142 条第 1 項が準用する第 28 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合、該優先日を指す。

第 48 条 相続、譲り受け、雇用又は出資関係により意匠登録出願権を取得した者は、その被相続人、譲渡人、被雇用者又は招聘を受けた者の出願前の公開行為について、本法第 122 条第 3 項の規定を適用する。

第 49 条 意匠登録を出願する場合、その願書には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 意匠の名称
2. 創作者の氏名、国籍。
3. 出願人の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合、代表者の氏名も記載しなければならない。
4. 代理人に委任する場合、その氏名、事務所。

以下のいずれかの事情がある場合、出願時にその旨説明しなければならない。

1. 本法第 122 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する事実を主張する場合。
2. 本法第 142 条第 1 項が準用する第 28 条第 1 項に規定する優先権を主張する場合。

関連意匠登録を出願する場合、前二項の規定する事項のほか、願書に本意匠の登録出願番号を明記しなければならない。

出願人が本法第 122 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定する事実を何度も有する場合、出願時に各事実について説明しなければならない。但し、各事実が緊密に関わっており区分することができない関係にある場合、最も早く発生した事実についてのみ説明することができる。

前項の規定により各事実について表明する場合、本法第 122 条第 3 項が規定する期間の計算は、最も早い事実の発生日を基準とする。

第 50 条 意匠登録を出願する場合、その説明書には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 意匠の名称。
2. 物品の用途。
3. 意匠の説明。

説明書は、前項各号が規定する順序及び方法によって作成し、かつ、標題を付けなければならない。但し、前項第 2 号又は第 3 号が既に意匠の名称又は図面において明確に表現されている場合には、記載しなくてもよい。

第 51 条 意匠の名称は、意匠が施される物品を明確に指定し、関係のない文字を付けてはならない。

物品の用途とは、意匠が施される物品の使用、機能などを補助的に説明するための記述を指す。

意匠の説明とは、意匠の形状、模様、色彩又はこれらの結合などを補助的に説明するための記述を指す。以下のいずれかの事情がある場合、その旨説明しなければならない。

1. 図面が開示する内容に意匠を主張しない部分が含まれている。
2. 物品に応用するためのコンピューターアイコン (icons) 及び図形化利用者インターフェイス (GUI) に連続的な動態変化がある場合、変化の順序を説明しなければならない。
3. 各図面同士が同一、対称であるため又はその他の事由により図面を省略する場合。

以下のいずれかの事情がある場合、必要であれば、意匠の説明において簡明に説明しなければならない。

1. 材料の特性、機能調整又は使用状態の変化によって、意匠の外観に変化が生じる場合。
2. 補助図又は参考図がある場合。
3. 組物の意匠として登録出願する場合、その各構成物品の名称。

第 52 条 説明書に記載する意匠の名称、物品の用途、意匠の説明に係る用語は一致させなければならない。

前項の説明書は、タイプ又は印刷で作成しなければならない。

本法 125 条第 3 項の規定により提出された外国語書面につき、その説明書は正確且つ完全な翻訳を提供しなければならない。

第 53 条

意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示することのできる図を備えなければならない。意匠が立体である場合、斜視図を含まなければならない。意匠が連続した平面である場合、ユニット図を含まなければならない。

前項にいう図は、斜視図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、俯瞰図、底面図、平面図、ユニット図又はその他補助図とすることができる。

図面は工業製図方法を参照して、墨線図、コンピュータグラフィックス又は写真で表現し、それぞれの図面を 3 分の 2 に縮小するときにも図面の各細部を明確に認識できるようにしなければならない。

色彩を主張する場合、前項の図面にその色彩を表現しなければならない。

図面において意匠を主張する部分と意匠を主張しない部分は、明確に区別できる表示方式で表現しなければならない。

参考図と標記した場合、意匠権の範囲の解釈に用いることはできない。

第 54 条

意匠の図面は、各図の名称を表示しなければならない、且つ斜視図又は該意匠を最もよく表現することができる図を代表図として指定しなければならない。

前項の規定により指定しない又は指定した代表図が適当でない場合、特許主務官庁は期限を指定して補正するよう出願人に通知することができ、又は職権で指定した後に出願人に通知することができる。

第 55 条

意匠登録出願の意匠説明書又は図面に一部欠落という事情があり、出願人が補充提出した場合、補充提出した日を出願日とする。但し、以下のいずれかの事情がある場合には、依然として、元の出願提出日を出願日とする。

1. 補充提出した意匠説明書又は図面が、優先権を主張する先願に既に見られる場合。
2. 補充提出した意匠説明書又は図面につき、出願人が、特許主務官庁が出願日を確認する処分書を送達した日から 30 日以内に取り下げた場合。

前項の意匠説明書又は図面を外国語書面で提出した場合も同様とする。

第 56 条

本法第 142 条第 2 項に定める「6 ヶ月」は、中華民国と相互に優先権を承認する国又は WTO 加盟国での最初の出願日の翌日から本法第 125 条第 2 項が規定する出願日までとする。

- 第 57 条 本法第 129 条第 2 項の「同一の類別」は、国際意匠分類表の同一クラスの物品を指す。
- 第 58 条 意匠登録出願を分割出願する場合、各分割出願ごとに、願書を備え、以下の書類を提出しなければならない。
1. 意匠説明書及び図面。
  2. 原出願が本法第 122 条第 3 項に規定する事実を主張する場合、その証明書類。
- 以下のいずれかの事情がある場合には、分割後の各分割出願の出願時にその旨説明しなければならない。
1. 本法第 122 条第 3 項第 1、2 号に規定する事情を主張する場合。
  2. 本法第 142 条第 1 項が準用する第 28 条第 1 項に規定する優先権を主張する場合。
- 分割出願は、原出願の出願種類を変更することができない。
- 第 59 条 意匠登録出願について意匠説明書又は図面の補正を申請する場合、申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。
1. 補正部分に線が記されている意匠説明書の修正ページ。それが元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加するものである場合、新しく追加する文字に下線を引かなければならない。
  2. 補正後の、線が記されていない意匠説明書又は図面全部。
- 前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。
1. 意匠説明書を補正した場合、その補正したページ数と行数及び補正理由。
  2. 図面を補正した場合、その補正した図面の名称及び補正理由。
- 第 60 条 誤訳により意匠説明書又は図面の訂正を申請する場合、申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。
1. 訂正部分に線が記されている意匠説明書又は図面の訂正ページ。それが元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加するものである場合、新しく追加する文字に下線を引かなければならない。
  2. 訂正後の、線が記されていない意匠説明書又は図面。
- 前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。
1. 意匠説明書を訂正した場合、その訂正したページ数と行数、訂正理由及び対応する外国語書面のページ数と行数。
  2. 図面を訂正した場合、その訂正した図面名称、訂正理由及び対応する外国語書面の図面名称。
- 第 61 条 第 26 条、第 30 条、第 34 条、第 35 条及び第 38 条の規定は、意匠登録に準用する。

本章の規定は、関連意匠登録に適用する。

## 第五章 特許権

- 第 62 条 本法第 59 条第 1 項第 3 号、第 99 条第 1 項が定める「出願前」は、本法第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合、該優先日前を指す。
- 第 63 条 特許権譲渡登録を申請する場合、原特許権者又は譲受人は申請書を備え、譲渡契約又は譲渡証明書類を提出しなければならない。  
会社の買収による特許権承継の登録を申請する場合、前項の提出しなければならない書類は、買収の証明書類である。
- 第 64 条 特許権信託登録を申請する場合、原特許権者又は受託人は申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。
1. 信託登録を申請する場合、その信託契約又は証明書類。
  2. 信託関係が消滅し、特許権を受託人が取得するとき、信託抹消登録を申請する場合、その信託契約又は信託関係消滅の証明書類。
  3. 信託関係が消滅し、特許権が第三者に帰属するとき、信託帰属登録を申請する場合、その信託契約又は信託帰属の証明書類。
  4. 信託によるその他変更事項の登録を申請する場合、その変更の証明書類。
- 第 65 条 特許権実施許諾登録を申請する場合、特許権者又は実施権者は申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。
1. 特許権実施許諾登録を申請する場合、その実施許諾契約又は証明書類。
  2. 実施許諾変更登録を申請する場合、その変更証明書類。
  3. 実施許諾抹消登録を申請する場合、実施権者が提出した抹消登録同意書、裁判所の判決書及び判決確定証明書又は法により裁判所の確定判決と同一の効力を有する証明書類。但し、実施許諾期間満了により消滅した場合、提出は免除される。
- 前項第 1 号の実施許諾契約又は証明書類は、以下の事項を明記しなければならない。
1. 発明、実用新案又は意匠の名称又はその特許証書番号。
  2. 実施許諾の種類、内容、地域及び期間。
- 特許権者が一部の請求項につき、他人に実施権を設定する場合、前項第 2 号の実施許諾内容にはその請求項の番号を明記しなければならない。
- 第 2 項第 2 号の実施許諾期間は、特許権の存続期間に限る。
- 第 66 条 特許権再許諾登録を申請する場合、原実施権者又は再許諾を受けた実施権者は申請書を備え、以下の書類を提出しなければならない。



1. 特許権再許諾登録を申請する場合、その再許諾契約又は証明書類。
2. 再許諾変更登録を申請する場合、その変更証明書類。
3. 再許諾抹消登録を申請する場合、再許諾を受けた実施権者が提出した抹消登録同意書、裁判所の判決書及び判決確定証明書又は法により裁判所の確定判決と同一の効力を有する証明書類。但し、原実施許諾期間又は再許諾期間の満了により消滅した場合、提出は免除される。

前項第 1 号の再許諾契約又は証明書類は、前条第 2 項の規定を準用する。

再許諾の範囲は、原実施許諾の範囲に限る。

第 67 条 特許権質権登録を申請する場合、特許権者又は質権者は申請書及び特許証書を備え、以下の書類を提出しなければならない。

1. 質権設定登録を申請する場合、その質権設定契約又は証明書類。
2. 質権変更登録を申請する場合、その変更証明書類。
3. 質権抹消登録を申請する場合、その債権完済の証明書類、質権者が提出した抹消登録同意書、裁判所の判決書及び判決確定証明書又は法により裁判所の確定判決と同一の効力を有する証明書類。

前項第 1 号の質権設定契約又は証明書類は、以下の事項を明記しなければならない。

1. 発明特許、実用新案又は意匠の名称又はその特許証書番号。
2. 債権金額及び質権設定期間。

前項第 2 号の質権設定期間は、特許権期間に限る。

特許主務官庁が第 1 項の登録をする場合、関連事項を特許証書及び特許権簿に付記しなければならない。

第 68 条 前五条の登録の申請につき、法により第三者の同意を得る必要がある場合、第三者の同意に係る証明書類を提出しなければならない。

第 69 条 特許権相続登録を申請する場合、申請書を備え、死亡及び相続の証明書類を提出しなければならない。

第 70 条 本法第 67 条の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求する場合、訂正請求書を備え、以下の書類を提出しなければならない。

1. 訂正後の、線が引かれていない明細書、図面の差し替えページ。
2. 特許請求の範囲を訂正する場合、その特許請求の範囲全部。
3. 本法第 69 条の規定により実施権者、質権者又は共有者全員の同意を得なければならない場合、その同意に係る証明書類。

前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。

1. 明細書を訂正した場合、その訂正したページ数、段落番号と行数、訂正内容及び理由。
2. 特許請求の範囲を訂正した場合、その訂正した請求項、訂正内容及び理由。
3. 図面を訂正した場合、その訂正した図番号及び訂正理由。

訂正内容は、訂正前及び訂正後の内容を明記しなければならない。それが元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加するものである場合、新しく追加する文字に下線を引かなければならない。

第2項の訂正理由には本法第67条第1項の適用する号数を明記しなければならない。

特許請求の範囲を訂正する場合、一部の請求項を削除するのであれば、その他の請求項の項番号を変更することはできない。図面を訂正する場合、一部の図面を削除するのであれば、その他の図の図番号を変更することはできない。

特許権者が無効審判請求事件の審査期間に訂正を請求する場合、訂正請求書に無効審判請求事件の事件番号を明記しなければならない。

第71条 本法第72条の規定により、特許権の当然消滅後に無効審判を請求する場合、該特許権の取消により回復できる法律上の利益についての証明書類を提出しなければならない。

第72条 本法第73条第1項が規定する無効審判請求の声明は、発明、実用新案においては全部又は一部の請求項の取消を請求するという趣旨を説明しなければならない。それが一部の請求項について無効審判を請求する場合、取消を請求する請求項を具体的に指摘しなければならない。意匠においては、意匠権の取消を請求する旨説明しなければならない。

第73条 本法第73条第1項が規定する無効審判請求の理由は、無効審判請求で主張する法律の条文及び具体的な事実を説明し、各具体的な事実と証拠との間の関係を説明しなければならない。

無効審判請求事件の審査及び審決は、無効審判請求の声明の範囲内で行わなければならない。

無効審判審決書の主文は、審決結果を明記しなければならない。発明、実用新案においては各請求項についてそれぞれ明記しなければならない。

第74条 本法第77条第1項の規定により訂正請求と無効審判請求事件の審査を併合する場合、まず先に訂正請求について審査を行わなければならない。審査の結果、訂正を許可すべきでないとした場合、期限を指定して応答するよう特許権者に通知しなければならない。期限を過ぎて

も応答しない、又は応答したものの依然として訂正を許可すべきでないという結論に至った場合、特許主務官庁は直ちに審査することができる。

本法第 77 条第 1 項の規定により訂正請求と無効審判請求事件の審決を併合する場合、無効審判審決書の主文にそれぞれ訂正請求及び無効審判請求事件の審決結果を明記しなければならない。但し、審査の結果、訂正を許可すべきでないと認めた場合、審決理由にその旨説明するだけでよい。

第 75 条 特許主務官庁は本法第 78 条第 1 項の規定により複数の無効審判請求事件の審査を併合した場合、各無効審判請求事件が提出した理由及び証拠を各無効審判請求人及び特許権者に通知しなければならない。

各無効審判請求人及び特許権者は特許主務官庁が指定した期間内に各無効審判請求事件が提出した理由及び証拠について意見を陳述し又は答弁することができる。

第 76 条 無効審判請求事件の審査期間は、特許主務官庁が必要であると認める場合、無効審判請求人と特許権者と協議して、審査計画を定めることができる。

第 77 条 特許権の強制実施許諾を申請する場合、申請書を備え、申請の理由を明記し、且つ詳細な実施計画書及び関連証明書類を提出しなければならない。

特許権の強制実施権の設定の廃止を申請する場合、申請書を備え、廃止を申請する事由を明記し、且つ証明書類を提出しなければならない。

第 78 条 本法第 88 条第 2 項の規定により、強制実施権による実施が国内市場の需要への供給を主としなければならない場合、特許主務官庁は強制実施権を許可する旨の審決書内に、強制実施権者は適当な方法で下記の事項を開示しなければならない旨明記しなければならない。

1. 強制実施権の実施情況。
2. 製造する製品の数量及び製品の行き先。

第 79 条 本法第 98 条が定める特許証番号の表示は、特許権の消滅又は取り消しが確定した後は、これをしてはならない。但し、特許権の消滅又は取消確定前に既に表示され、且つ市場で流通していた場合、この限りではない。

第 80 条 特許証書が消滅、紛失又は破損して使用することができない場合、特許権者は書面で理由を説明し、再発行又は書換えを申請することができる。

第 81 条 本法第 139 条の規定により説明書又は図面の訂正を申請する場合、申請書を備え、訂正後の、線が記されていない説明書又は図面全部を提出しなければならない。

前項の申請書には、以下の事項を明記しなければならない。

1. 説明書を訂正した場合、その訂正したページ数と行数、訂正内容及び理由。

2. 図面を訂正した場合、その訂正する図面の名称及び訂正理由。訂正内容は、訂正前及び訂正後の内容を明記しなければならない。それが元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に線を引かなければならない。それが内容を新たに追加するものである場合、新しく追加する文字に下線を引かなければならない。

第 2 項の訂正理由には本法第 139 条第 1 項の適用する号数を明記しなければならない。

意匠権者が無効審判請求事件の審査期間に訂正を申請する場合、訂正申請書に無効審判請求事件の案件番号を明記しなければならない。

第 82 条 特許権簿には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 発明、実用新案又は意匠の名称。

2. 特許権の存続期間。

3. 特許権者の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。

4. 代理人に委任する場合、その氏名及び事務所。

5. 出願日及び出願番号。

6. 本法第 28 条第 1 項の優先権を主張する場合、それぞれ最初に特許出願した国又は WTO 加盟国、出願番号及び出願日。

7. 本法第 30 条第 1 項の優先権を主張する場合、各出願番号及び出願日。

8. 公告日及び特許証番号。

9. 譲受人、相続人の氏名又は名称及び特許権の譲渡又は相続の登録を行った年月日。

10. 委託人、受託人の氏名又は名称及び信託、抹消又は帰属の登録を行った年月日。

11. 実施権者の氏名又は名称及び実施許諾の登録を行った年月日。

12. 質権者の氏名又は名称及び質権について設定、変更又は消滅の登録を行った年月日。

13. 強制実施権の実施権者の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所、及び強制実施権が許可された又は廃止となった年月日。

14. 証書書換えの事由及び年月日。

15. 特許権の延長又は延期の期間及び許可された年月日。

16. 特許権の消滅又は取消の事由及びその年月日。もし発明又は実用新案権の一部の請求項が削除又は取り消された場合、該一部の請求項の番号を明記しなければならない。

17. 寄託機関の名称、寄託日及び寄託番号。

18. その他特許に関する権利及び法令に定められている全ての事項。

第 83 条 特許主務官庁は特許公告時に、以下の事項を特許公報に掲載しなければならない。

1. 特許証番号。

2. 公告日。

3. 発明特許の公開番号及び公開日。

4. 国際特許分類又は国際意匠分類。

5. 出願日。

6. 出願番号。

7. 発明、実用新案又は意匠の名称。

8. 発明者、実用新案考案者又は意匠創作者の氏名。

9. 出願人の氏名又は名称、住（居）所又は営業所。

10. 代理人に委任する場合、その氏名。

11. 発明特許又は実用新案の特許請求の範囲及び図面。意匠の図面。

12. 図面の簡単な説明又は意匠の説明。

13. 本法第 28 条第 1 項の優先権を主張する場合、それぞれ最初に特許出願した国又は WTO 加盟国、出願番号及び出願日。

14. 本法第 30 条第 1 項の優先権を主張する各出願の出願番号及び出願日。

15. 生物材料又は生物材料を利用する発明の場合、その寄託機関の名称、寄託日及び寄託番号。

第 84 条 特許主務官庁は訂正許可後に、以下の事項を特許公報に掲載しなければならない。

1. 特許証番号。

2. 原特許公告日。

3. 出願番号。

4. 発明、実用新案又は意匠の名称。

5. 特許権者の氏名又は名称。

6. 訂正事項。

第 85 条 特許主務官庁は無効審判審決後に、以下の事項を特許公報に掲載しなければならない。

1. 無効審判請求を受けた案件の番号。

2. 発明、実用新案又は意匠の名称。

3. 特許権者の氏名又は名称、住（居）所又は営業所。

4. 無効審判請求人の氏名又は名称。
5. 代理人に委任する場合、その氏名。
6. 無効審判請求日。
7. 審決主文。
8. 審決理由。

第 86 条 特許出願人は公告を延期する必要がある場合には、特許証書料及び 1 年目の特許料を納付する際、特許主務官庁に公告延期を申請しなければならない。延期を請求する期限は 3 ヶ月を超えてはならない。

#### 第六章 附則

第 87 条 本法の規定により提出した模型、見本又は書証につき、期限を指定して引き取るよう通知した場合、期限を過ぎても引き取らなかった場合、特許主務官庁は直ちに処理することができる。

第 88 条 本法及び本規則により行う出願につき、その願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び図面は、本法改正施行後の書式を使用しなければならない。

以下のいずれかの事情がある場合、願書を除き、その明細書、図面又は図面説明書は、本法改正施行前の書式を使用することができる。

1. 本法改正施行後 3 ヶ月以内に提出した発明特許出願又は実用新案登録出願の場合。
2. 本法改正施行前に外国語明細書による出願につき、改正施行後 6 ヶ月以内に明細書、特許請求の範囲、図面又は図面説明書を補正する場合。
3. 本法改正施行前又は第 1 号の規定による出願につき、本法改正施行後に補正又は訂正を申請する場合、その補正又は訂正した明細書、特許請求の範囲、図面又は図面説明書。

第 89 条 本法第 121 条第 2 項、第 129 条第 2 項の規定による意匠登録出願につき、それが主張する優先日が本法改正施行日より早い場合、本法改正施行日をその優先日とする。

第 90 条 本規則は 2013 年 1 月 1 日から施行する。